

三田市議会議員報酬等に関する条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>第1条～第6条 省略 付 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年10月23日から適用する。 (平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定については、同項中「100分の215」とあるのは、「100分の195」とする。</p> | <p>第1条～第6条 省略 付 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年10月23日から適用する。 (平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定については、同項中「100分の215」とあるのは、「100分の195」とする。 <u>(議員報酬の額の特例)</u></p> <p>3 <u>平成23年4月分から平成24年10月分までの議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額にそれぞれ100分の92を乗じて得た額とする。</u></p> |